

山口県報

令和4年
3月22日
(火曜日)

目 次

○条例	山口県個人情報保護条例の一部を改正する条例……………七
社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例……………一	山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………一
山口県部制条例の一部を改正する条例……………二	知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………一
山口県情報公開条例の一部を改正する条例……………六	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………一
	山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例……………二
	山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例……………三
	山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例……………二〇
	山口県保健所条例の一部を改正する条例……………二一
	山口県立農業大学校条例の一部を改正する条例……………二二
	山口県工業用水道条例の一部を改正する条例……………二四
	山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例……………二四
	山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例……………二六
	一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………二五
	一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………二六
	山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例……………二六

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

山口県条例第一号

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

第一条 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の5の表二十四の三の項中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に改める。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

山口県知事 村 岡 嗣 政

の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に、「附則第三条第一項」を「附則第十条第一項」に改める。

一 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年山口県条例第三号)第四十九条第二項第三号

二 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年山口県条例第四十六号)第五条第二項第三号

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

山口県部制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二号

山口県部制条例の一部を改正する条例

山口県部制条例(昭和三十一年山口県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号(三)中「地域文化」を「文化」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令、条例又は教育委員会規則(以下「法令等」という。)の規定により山口県教育委員会がした許可等の処分その他の行為又はこの条例の施行の際現に法令等の規定により山口県教育委員会に対して行っている許可の申請その他の行為で、施行日以後において知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、知事をした許可等の

処分その他の行為又は知事に対して行った許可の申請その他の行為とみなす。

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

- 3 山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。
別表第一の6の2の表に次のように加える。

三	古式銃砲又は刀剣類の登録等に関する事務	古式銃砲又は刀剣類の登録	古式銃砲又は刀剣類の登録証の再交付	一件につき	六千三百円
		古式銃砲刀剣類登録申請等手数料		一件につき	三千五百円
	刀剣類製作承認申請手数料			一件につき	八百円

別表第一の9の表十二の項を削る。

(山口県文化財保護条例の一部改正)

- 4 山口県文化財保護条例（昭和四十年山口県条例第十号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第四十八条」を削り、「第四十九条―第五十一条」を「第四十八条―第五十条」に改める。

第三条中「山口県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「知事」に改める。

第四条第一項から第三項まで及び第六項、第五条第一項、第四項及び第五項並びに第六条中「教育委員会」を「知事」に改める。

第七条第一項中「これに基づく山口県教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）及び教育委員会」を「この条例に基づく規則及び知事」に改め、同条第三項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第八条、第九条第一項及び第二項、第十条第一項並びに第十二条中「教育委員会」を「知事」に改める。

第十三条中「教育委員会に」を「知事に」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第十六条第二項中「教育委員会は、知事が」を「知事は、」に改める。

第十七条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「これに基づく教育委員会規則」を「この条例に基づく規則」に改める。

第十八条第一項及び第二項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第十九条第一項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第二項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第三項及び第四項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第二十条、第二十二條第一項、第二項、第五項及び第六項、第二十四條、第二十六條第一項から第三項まで及び第五項並びに第二十七條第一項、第二項、第六項及び第七項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第二十八條中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「知事に」に改める。

第二十九條第一項、第三十條第一項、第三十一條、第三十二條第一項、第三十三條第一項及び第七項、第三十四條、第三十五條の第二項、第三十五條の第三項、第三十五條の四、第三十六條第一項及び第二項、第三十七條第一項並びに第三十八條第一項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第三十九條中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第四十條中「教育委員会」を「知事」に改める。

第四十條の二第一項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第二項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第四十二條第一項及び第二項、第四十三條第一項、第二項及び第六項、第四十五條第一項並びに第四十六條中「教育委員会」を「知事」に改める。

第四十七條を次のように改める。

(規則への委任)

第四十七條 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第四十八條を削り、第八章中第四十九條を第四十八條とする。

第五十條中「教育委員会」を「知事」に改め、同條を第四十九條とし、第五十一條を第五十條とする。

(山口県文化財保護条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行前にした前項の規定による改正前の山口県文化財保護条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(山口県文化財保護審議会条例の一部改正)

6 山口県文化財保護審議会条例(昭和五十年山口県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第九十条第二項」を「第九十条第二項」に改め、「山口県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に」を削る。

第二条第二項及び第四項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第六条中「山口県教育庁」を「観光スポーツ文化部」に改める。

（山口県文化財保護審議会条例の一部改正に伴う経過措置）

7 この条例の施行の際現に山口県文化財保護審議会の委員である者は、施行日に、前項の規定による改正後の山口県文化財保護審議会条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第二項の規定により、山口県文化財保護審議会の委員として任命されたものとみなす。

8 前項の規定により山口県文化財保護審議会の委員として任命されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第三条第一項の規定にかかわらず、令和六年一月三十一日までとする。

（山口県埋蔵文化財センター条例の一部改正）

9 山口県埋蔵文化財センター条例（昭和五十五年山口県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（設置）

第一条 埋蔵文化財を保護するため、埋蔵文化財センターを設置する。

第三条第五号中「山口県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「知事」に改める。

第四条第二項、第五条第二項及び第六条中「教育委員会」を「知事」に改める。

第七条中「教育委員会は」を「知事は」に改め、同条第一号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第二号中「教育委員会」を「知事」に改める。

第九条中「教育委員会」を「知事」に改める。

第十条第一項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第二項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第三項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「知事に」に改め、同条第四項から第七項までの規定中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第八項中「教育委員会は」を「知事は」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第十一条及び第十二条（見出しを含む。）中「教育委員会」を「知事」に改める。

第十三条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(山口県埋蔵文化財センター条例の一部改正に伴う経過措置)

10 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の山口県埋蔵文化財センター条例第九条第一項の規定による指定を受けて山口県埋蔵文化財センターの管理に関する事務を行っている者は、施行日に、施行日から当該指定の期間の末日までの間の山口県埋蔵文化財センターの管理に関する事務について、当該指定と同一の条件で前項の規定による改正後の山口県埋蔵文化財センター条例第九条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

(山口県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

11 山口県の事務処理の特例に関する条例(平成十二年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表中第十八号の十八を第十八号の十九とし、第十八号の十一から第十八号の十七までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の十の次に次のように加える。

<p>十八の十一 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第九十二条第一項(法第九十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出を受理すること。</p> <p>ロ 法第九十二条第二項の規定による指示又は命令をすること。</p> <p>ハ 法第九十三条第二項の規定による指示をすること。</p> <p>ニ 法第九十六条第一項の規定による届出を受理すること。</p>	<p>山口市、萩市、防府市及び周南市</p>
--	------------------------

別表第三十四号の十一を削る。

山口県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

山口県条例第三号

山口県知事 村岡嗣政

山口県情報公開条例の一部を改正する条例

山口県情報公開条例（平成九年山口県条例第十八号）の一部を次のように改正する。
第十八条第二項中「五人」を「六人」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

山口県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第四号

山口県個人情報保護条例の一部を改正する条例

山口県個人情報保護条例（平成十三年山口県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項第九号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項」を「個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第九項」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第五号

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山口県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二十一号中「防府市」の下に「岩国市」を加え、同表中第三十三号の四を第三十三号の六とし、第三十三号の三を第三十三号の四とし、同号の次に次のように加える。

三十三の五 都市計画法（以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づき事務のうち次に掲げるもの

阿武町

イ 法第二十九条第二項の許可をすること。

ロ 法第三十四条の二第一項（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の協議をすること。

ハ 法第三十五条第一項（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の処分をすること。

ニ 法第三十五条の二第一項の許可をすること。

ホ 法第三十五条の二第三項の規定による届出を受理すること。

ヘ 法第三十六条第一項の規定による届出を受理すること。

ト 法第三十六条第二項の規定による検査及び交付をすること。

チ 法第三十六条第三項の規定による公告をすること。

リ 法第三十七条第一号の規定による認定をすること。

ヌ 法第三十八条の規定による届出を受理すること。

ル 法第四十一条第一項（法第三十四条の二第二項及び第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により制限を定めること。

ヲ 法第四十一条第二項ただし書（法第三十四条の二第二項及び第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による許可をすること。

ワ 法第四十二条第一項ただし書の規定による許可をすること。

<p>カ 法第四十二条第二項の協議をすること。</p> <p>コ 法第四十五条の承認をすること。</p> <p>ク 法第四十六条の規定による調製及び保管をすること。</p> <p>ケ 法第四十七条第一項（法第三十四条の二第二項及び第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による登録をすること。</p> <p>コ 法第四十七条第二項（法第三十四条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による付記をすること（法第四十七条第三項に規定するときに係るものを含む。）。</p> <p>ツ 法第四十七条第四項（法第三十四条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により修正を加えること。</p> <p>ネ 法第四十七条第五項（法第三十四条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による保管及び交付をすること。</p> <p>ナ 法第八十条第一項の規定による報告の徴収又は勧告若しくは助言をすること。</p> <p>ラ 法第八十一条第一項の規定による許可若しくは承認の取消し、変更、効力の停止若しくは条件の変更若しくは付加又は命令をすること。</p> <p>ム 法第八十一条第二項の規定による命令又は委任、公告及び措置をすること。</p> <p>ウ 法第八十一条第三項の規定による公示をすること。</p> <p>エ 法第八十二条第一項の規定による命令又は委任及び立入検査をすること。</p> <p>オ イからオまでに掲げるもののほか、法の施行に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	
--	--

別表中第三十三号の二を第三十三号の三とし、第三十三号の次に次のように加える。

三十三の二 宅地造成等規制法（以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に

阿武町

掲げるもの

イ 法第二十条第一項の規定による意見の聴取及び指定をすること。

ロ 法第二十条第二項の規定による指定の解除をすること。

ハ 法第二十条第三項において準用する法第三条第三項の規定による公示及び通知をすること。

ニ 法第二十条第三項において準用する法第四条第一項の規定による命令又は委任及び立入りをすること。

ホ 法第二十条第三項において準用する法第五条第三項の規定による命令又は委任、障害物の伐除及び通知をすること。

ヘ 法第二十条第三項において準用する法第七条第一項の規定による損失の補償をすること。

ト 法第二十条第三項において準用する法第七条第二項の規定による協議をすること。

チ 法第二十条第三項において準用する法第七条第三項の規定による裁決の申請をすること。

リ 法第二十一条第二項の規定による勧告をすること。

ヌ 法第二十二条第一項又は第二項の規定による命令をすること。

ル 法第二十二条第三項において準用する法第十四条第五項の規定による命令又は委任、公告及び措置をすること。

ヲ 法第二十三条において準用する法第十八条第一項の規定による命令又は委任及び立入検査をすること。

ワ 法第二十三条において準用する法第十九条の規定による報告の徴収をすること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山口県の事務処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第二十一号の上欄に掲げる事務のうち、この条例の施行の日前に知事がした許可等の処分その他の行為に係るものについては、改正後の条例第二条の規定は、適用しない。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第六号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成二十六年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第七号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号イ(1)を削り、同号イ(2)中「特定職」を「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」に改め、同号イ中(2)を(1)とし、

(3)を(2)とする。

第二十八条第一項第二号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める」に改め、イ及びロを削る。

第三十二条を第三十四条とし、第三十一条を第三十三条とし、第三十条の次に次の二条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等)

第三十一条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第三十二条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- 二 育児休業に関する相談体制の整備
- 三 その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第八号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第三項中「及びマンション敷地売却組合」を「、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改める。
附則第十二条第一項中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、附則第十二条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第九号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の2の表八の項高压ガス製造保安責任者試験手数料に関する部分中「九千三百円」を「一万六千六百円」に、「八千七百円」を「一万三百円」に改め、同項高压ガス販売主任者試験手数料に関する部分中「七千九百円」を「九千円」に、「六千二百円」を「七千二百円」に改め、同表九の項液化石油ガス販売事業者認定申請手数料に関する部分中「十一万円」を「九万八千円」に改め、同表十の項液化石油ガス貯蔵施設設置等許可申請手数料に関する部分中「一万七千円に変更に係る貯蔵施設」を「一万五千円に変更に係る貯蔵施設」に改め、同表十一の項液化石油ガス設備士試験手数料に関する部分中「二万四千四百円」を「二万三千二百円」に、「二万九百円」を「二万二千七百円」に改め、別表第一の3の表八の項中「七千円」を「一万四百円」に改め、別表第一の7の表二十八の項を次のように改める。

	床面積の合計が三十平方メートル以下のもの 一件につき		五千円
	床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以下のもの 一件につき		九千円

八 十		
畜舎建築利 用計画の認 定に 関する 事務		
畜舎建築利 用計画認 定 手数料		
<p>備考</p> <p>1 二以上の畜舎等について申請する場合の手数料の金額は、当該畜舎等ごとに算定する。</p> <p>2 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める面積について算定する。</p>	特例畜舎等以外の畜舎等	
	床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの 一件につき	一万四千元
	床面積の合計が二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のもの 一件につき	一万九千元
	床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの 一件につき	三万四千元
	床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの 一件につき	四万九千元
	床面積の合計が二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のもの 一件につき	十四万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え五万平方メートル以下のもの 一件につき	二十四万円	
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの 一件につき	四十七万円	

銃砲等又は刀剣類の	銃砲等又は刀剣類の所持の許可証の書換え	一件につき	千八百円	<p>別表第一の8の表二十二の二の項中「(昭和二十五年法律第二百一十号)」を削り、同表三十五の項宅地建物取引士資格試験手数料に関する部分中「七千円」を「八千二百円」に改め、別表第一の11の表八の項中</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 畜舎等の建築等をする場合(二から四までに掲げる場合を除く。) 当該建築等に係る部分の床面積 二 認定畜舎等の建築等の工事の完了前に認定畜舎建築利用計画の変更をして畜舎等の建築等をする場合 当該変更に係る部分の床面積の二分の一(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積) 三 特例畜舎等(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第一項の確認を受けているものを除く。)が増築により特例畜舎等に該当しない畜舎等となる場合 当該畜舎等の床面積 四 畜舎等における作業の能率の向上に資する模様替をする場合 当該模様替に係る部分の床面積の二分の一 3 畜舎建築利用計画の認定又は変更の認定に係る申請書に、建築基準法第七十七条の二十一第一項の指定確認検査機関が作成した当該申請に係る畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和三年法律第三十四号)第三条第三項第四号に掲げる基準に適合していることを証する書類の添付がある場合においては、手数料を徴収しないものとする。
-----------	---------------------	-------	------	--

	<p>十五 高齢運転者に関する事務</p>	<p>高齢運転者講習手数料</p>	<p>特定任意高齢者講習</p> <p>(1) 七道路交通法第三十七項に規定する普通自動車に対する免許(以下この項において「普通自動車免許」という。)を申請して受けている者(同法第九十七條の二及び第八十七條の二並びに第八十七條の三及び第九十七條の四の二並びに第九十七條の五の二並びに第九十七條の六の二並びに第九十七條の七の二並びに第九十七條の八の二並びに第九十七條の九の二並びに第九十七條の十の二並びに第九十七條の十一の二並びに第九十七條の十二の二並びに第九十七條の十三の二並びに第九十七條の十四の二並びに第九十七條の十五の二並びに第九十七條の十六の二並びに第九十七條の十七の二並びに第九十七條の十八の二並びに第九十七條の十九の二並びに第九十七條の二十の二並びに第九十七條の二十一の二並びに第九十七條の二十二の二並びに第九十七條の二十三の二並びに第九十七條の二十四の二並びに第九十七條の二十五の二並びに第九十七條の二十六の二並びに第九十七條の二十七の二並びに第九十七條の二十八の二並びに第九十七條の二十九の二並びに第九十七條の三十の二並びに第九十七條の三十一の二並びに第九十七條の三十二の二並びに第九十七條の三十三の二並びに第九十七條の三十四の二並びに第九十七條の三十五の二並びに第九十七條の三十六の二並びに第九十七條の三十七の二並びに第九十七條の三十八の二並びに第九十七條の三十九の二並びに第九十七條の四十の二並びに第九十七條の四十一の二並びに第九十七條の四十二の二並びに第九十七條の四十三の二並びに第九十七條の四十四の二並びに第九十七條の四十五の二並びに第九十七條の四十六の二並びに第九十七條の四十七の二並びに第九十七條の四十八の二並びに第九十七條の四十九の二並びに第九十七條の五十の二並びに第九十七條の五十一の二並びに第九十七條の五十二の二並びに第九十七條の五十三の二並びに第九十七條の五十四の二並びに第九十七條の五十五の二並びに第九十七條の五十六の二並びに第九十七條の五十七の二並びに第九十七條の五十八の二並びに第九十七條の五十九の二並びに第九十七條の六十の二並びに第九十七條の六十一の二並びに第九十七條の六十二の二並びに第九十七條の六十三の二並びに第九十七條の六十四の二並びに第九十七條の六十五の二並びに第九十七條の六十六の二並びに第九十七條の六十七の二並びに第九十七條の六十八の二並びに第九十七條の六十九の二並びに第九十七條の七十の二並びに第九十七條の七十一の二並びに第九十七條の七十二の二並びに第九十七條の七十三の二並びに第九十七條の七十四の二並びに第九十七條の七十五の二並びに第九十七條の七十六の二並びに第九十七條の七十七の二並びに第九十七條の七十八の二並びに第九十七條の七十九の二並びに第九十七條の八十の二並びに第九十七條の八十一の二並びに第九十七條の八十二の二並びに第九十七條の八十三の二並びに第九十七條の八十四の二並びに第九十七條の八十五の二並びに第九十七條の八十六の二並びに第九十七條の八十七の二並びに第九十七條の八十八の二並びに第九十七條の八十九の二並びに第九十七條の九十の二並びに第九十七條の九十一の二並びに第九十七條の九十二の二並びに第九十七條の九十三の二並びに第九十七條の九十四の二並びに第九十七條の九十五の二並びに第九十七條の九十六の二並びに第九十七條の九十七の二並びに第九十七條の九十八の二並びに第九十七條の九十九の二並びに第九十七條の百の二並びに第九十七條の百一の二並びに第九十七條の百二の二並びに第九十七條の百三の二並びに第九十七條の百四の二並びに第九十七條の百五の二並びに第九十七條の百六の二並びに第九十七條の百七の二並びに第九十七條の百八の二並びに第九十七條の百九の二並びに第九十七條の百十の二並びに第九十七條の百十一の二並びに第九十七條の百十二の二並びに第九十七條の百十三の二並びに第九十七條の百十四の二並びに第九十七條の百十五の二並びに第九十七條の百十六の二並びに第九十七條の百十七の二並びに第九十七條の百十八の二並びに第九十七條の百十九の二並びに第九十七條の百二十の二並びに第九十七條の百二十一の二並びに第九十七條の百二十二の二並びに第九十七條の百二十三の二並びに第九十七條の百二十四の二並びに第九十七條の百二十五の二並びに第九十七條の百二十六の二並びに第九十七條の百二十七の二並びに第九十七條の百二十八の二並びに第九十七條の百二十九の二並びに第九十七條の百三十の二並びに第九十七條の百三十一の二並びに第九十七條の百三十二の二並びに第九十七條の百三十三の二並びに第九十七條の百三十四の二並びに第九十七條の百三十五の二並びに第九十七條の百三十六の二並びに第九十七條の百三十七の二並びに第九十七條の百三十八の二並びに第九十七條の百三十九の二並びに第九十七條の百四十の二並びに第九十七條の百四十一の二並びに第九十七條の百四十二の二並びに第九十七條の百四十三の二並びに第九十七條の百四十四の二並びに第九十七條の百四十五の二並びに第九十七條の百四十六の二並びに第九十七條の百四十七の二並びに第九十七條の百四十八の二並びに第九十七條の百四十九の二並びに第九十七條の百五十の二並びに第九十七條の百五十一の二並びに第九十七條の百五十二の二並びに第九十七條の百五十三の二並びに第九十七條の百五十四の二並びに第九十七條の百五十五の二並びに第九十七條の百五十六の二並びに第九十七條の百五十七の二並びに第九十七條の百五十八の二並びに第九十七條の百五十九の二並びに第九十七條の百六十の二並びに第九十七條の百六十一の二並びに第九十七條の百六十二の二並びに第九十七條の百六十三の二並びに第九十七條の百六十四の二並びに第九十七條の百六十五の二並びに第九十七條の百六十六の二並びに第九十七條の百六十七の二並びに第九十七條の百六十八の二並びに第九十七條の百六十九の二並びに第九十七條の百七十の二並びに第九十七條の百七十一の二並びに第九十七條の百七十二の二並びに第九十七條の百七十三の二並びに第九十七條の百七十四の二並びに第九十七條の百七十五の二並びに第九十七條の百七十六の二並びに第九十七條の百七十七の二並びに第九十七條の百七十八の二並びに第九十七條の百七十九の二並びに第九十七條の百八十の二並びに第九十七條の百八十一の二並びに第九十七條の百八十二の二並びに第九十七條の百八十三の二並びに第九十七條の百八十四の二並びに第九十七條の百八十五の二並びに第九十七條の百八十六の二並びに第九十七條の百八十七の二並びに第九十七條の百八十八の二並びに第九十七條の百八十九の二並びに第九十七條の百九十の二並びに第九十七條の百九十一の二並びに第九十七條の百九十二の二並びに第九十七條の百九十三の二並びに第九十七條の百九十四の二並びに第九十七條の百九十五の二並びに第九十七條の百九十六の二並びに第九十七條の百九十七の二並びに第九十七條の百九十八の二並びに第九十七條の百九十九の二並びに第九十七條の百の二</p>	<p>一人につき</p>	<p>二千九百円</p>	<p>一人につき</p> <p>六千四百五十円</p>
<p>円」に、「八百円」を「千二百円」に改め、同表十五の項を次のように改める。</p>		<p>所持の許可証の書換え 一件につき 千六百円 に改め、同表十四の項中「千四百円」を「千四百五十</p>				

山口県条例第十号

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例

山口県資金積立基金条例（昭和六十年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。
別表山口県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金の項を削る。

附 則

この条例は、令和四年三月三十一日から施行する。

民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十一号

民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

民生委員の定数に関する条例（平成二十六年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。
表宇部市の項中「三九一人」を「三九三人」に改め、同表防府市の項中「二四九人」を「二五二人」に改め、同表下松市の項中「一一五人」を「一一七人」に改め、同表美祢市の項中「一〇六人」を「一〇三人」に改め、同表周防大島町の項中「一一五人」を「一一四人」に改める。

附 則

この条例は、令和四年十二月一日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十二号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。
第十一条中「児童等」を「児童」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

2 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年山口県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。
第九条の表第十一条の項中「児童等」を「児童」に改める。

山口県保健所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十三号

山口県保健所条例の一部を改正する条例

山口県保健所条例（昭和三十九年山口県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表山口県周南環境保健所の項の次に次のように加える。

山口県防府保健所	防 府 市	防府市
----------	-------	-----

第二条の表山口県山口環境保健所の項中「防府市」を削り、同条に次の一項を加える。

2 地域保健法第六条第四号に掲げる事項及び薬事に関する事項に係る事務及び事業については、前項の規定にかかわらず、防府市は、山口県山口環境保健所の所管区域とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(感染症診査協議会条例の一部改正)

2 感染症診査協議会条例(平成十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「山口県山口環境保健所、」を「山口県防府保健所、山口県山口環境保健所、」に改める。

第三条の表名称の欄中「山口県山口環境・宇部環境・長門環境・萩環境保健所感染症診査協議会」を「山口県防府・山口環境・宇部環境・長門環境・萩環境保健所感染症診査協議会」に改める。

山口県立農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第十四号

山口県立農業大学校条例の一部を改正する条例

山口県立農業大学校条例(昭和五十八年山口県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表園芸学科の項の前に次のように加える。

土 地 利 用 学 科	二 年
-------------	-----

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

2 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の7の表二の項授業料に関する部分中	園 芸 学 科	一年につき	十二万八千六十円	を
-----------------------	---------	-------	----------	---

園 芸 学 科	土 地 利 用 学 科
一年につき	一年につき
十二万八千百六十円	十二万八千百六十円

に改める。

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十五号

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例

山口県工業用水道条例（昭和三十七年山口県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二末武川工業用水道の項及び富田・夜市川工業用水道の項中「十七円七十銭」を「十七円二十銭」に、「三円九十銭」を「四円六十銭」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十六号

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

山口県学校職員定数条例（昭和三十一年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「二、〇五七人」を「二、〇一八人」に、「四六三人」を「四五五人」に、「二、五二〇人」を「二、四七三人」に改め、同

条第二号中 「五七人」を 「五八人」に改め、同条第三号中「一、二二一人」を「一、二六三人」に、「一五九人」を「一五六人」に、「一、三七人」を「一、六人」に改める。

八〇人」を「一、四一九人」に改め、同条第四号中「二、九一五人」を「二、九一四人」に、「一六三人」を「一六二人」に、「三、〇七八人」を「三、〇七六人」に改め、同条第五号中「五、〇三七人」を「四、九八九人」に、「五、三六八人」を「五、三二〇人」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十七号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「養護教諭」の下に「、栄養教諭」を加える。

別表第五のハの表2級の項中「~~養護教諭~~」を「~~養護教諭~~、~~栄養教諭~~」に改める。

(学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与と特別措置条例の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「養護教諭」の下に「、栄養教諭」を加える。

一 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和四十六年山口県条例第三十号)第二条第一項第一号

二 義務教育諸学校等の教育職員の給与と特別措置条例(昭和四十六年山口県条例第三十一号)第二条第一号

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和四年三月二十二日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十八号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二第一項中「並びに別表第七に掲げるこれらに準ずる学校又は共同調理場」を削り、同条第二項中「に掲げる学校又は共同調理場にあつては同表」を削り、「次の」を「、次の」に改め、「、別表第七に掲げる学校又は共同調理場にあつては百分の四を」を削り、同条第三項中「又は別表第七」を削る。

第十四条の三第一項中「又は別表第七」を削る。

別表第六の一級の項中 「~~下関市立角島小学校~~」を削り、「長門市立向津具小学校」を「長門市立向津具小学校」に改め、「萩市立むつみ中学」を削る。
「~~下関市立栗野小学校~~」を削り、「萩市立むつみ中学校」を削る。

校」を削り、同表の二級の項中「萩市立木間小学校」を削り、「萩市立弥富小学校」を「萩市立小川小学校」に改め、「周南市立大津島小学校」を削り、同表の四級の項中「萩市立相島小学校」を削る。

校」を削り、「萩市立木間中学校」を削り、「萩市立大島中学校」に改め、同表の四級の項中「萩市立相島小学校」を削る。
萩市立大島中学校」を削り、「萩市立むつみ中学校」を削る。

校」、「萩市立相島中学校」及び「周防大島町立情島中学校」を削る。

別表第七を削る。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

山口県知事 村岡嗣政

山口県条例第十九号

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

山口県立高等学校等条例（昭和三十九年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表山口県立光丘高等学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月二十二日印刷

発行人所

山口県知事